

富山市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条、第7条並びに第8条第2項及び第4項から第6項までの規定に基づき、富山市の公式サイトである富山市ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 ホームページに広告の画像を貼り、広告主の Web サイトにリンクする手法による広告
- (2) ピクセル デジタル画像を構成する単位
- (3) G I F、J P E G、P N G インターネット上でよく使われている画像形式であり、画像を点の集まりとして記録する方式
- (4) K B 情報量の単位、1 0 0 0 バイト

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、富山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

2 広告は、ホームページのアクセシビリティを損なわないデザイン、色使いでなければならない。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル×横150ピクセル
画像形式	GIF（アニメ可、透過GIF不可）、JPEG、PNG
データ容量	10KB以下

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置はホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1ヵ月単位とするが、広告掲載希望者が望むと

きは、12ヵ月を限度として複数月の連続掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠あたり月額20,800円(税込)とする。

(複数月掲載割引)

第8条 広告掲載希望者が、あらかじめ連続した複数月の継続掲載を申し込み、広告掲載料を一括納付する場合、掲載月数に応じて、前条に定める掲載料に対して次の割引を適用する。

申込み月数	割引内容
2ヵ月	掲載料総額に 2/100 を乗じた額
3ヵ月	掲載料総額に 4/100 を乗じた額
4ヵ月	掲載料総額に 6/100 を乗じた額
5ヵ月	掲載料総額に 8/100 を乗じた額
6ヵ月	掲載料総額に 10/100 を乗じた額
7ヵ月	掲載料総額に 12/100 を乗じた額
8ヵ月	掲載料総額に 14/100 を乗じた額
9ヵ月	掲載料総額に 16/100 を乗じた額
10ヵ月	掲載料総額に 18/100 を乗じた額
11ヵ月	掲載料総額に 20/100 を乗じた額
12ヵ月	掲載料総額に 22/100 を乗じた額

2 掲載料総額に割引率を乗じた金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、ホームページその他の方法で、随時公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載希望者は、富山市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を、指定する期日までに広報課に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、バナー広告の画像案(イメージが分かるもの)及

び広告掲載希望者のW e bサイトのアドレスを添付するものとする。

(広告掲載者の選定)

第11条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、申込者及び広告内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否が決定した場合、市長は、申込書受理後10日以内に、広告掲載希望者に対して結果を通知する。

3 前項の通知は、富山市ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は富山市ホームページ広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(広告審査会)

第12条 市長は、広告掲載の可否を審査するため、富山市ホームページ広告審査会(以下「広告審査会」という。)を設置することができる。

2 広告審査会は、企画管理部長を会長、企画管理部次長を副会長とし、企画調整課長、文書法務課長、広報課長及び情報システム課長で構成する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、必要と認める場合は、構成員以外の職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議)

第13条 広告審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の庶務は、広報課において行う。

(広告原稿の提出)

第14条 広告主は、第4条に規定する広告原稿(画像データ)を広告掲載予定月の前月25日までに広報課に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告掲載希望者は、市から送付された納付書により、広告掲載予定月の前月25日までに、市が指定する金融機関で広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の還付等)

第16条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて掲載期間を延長する。

3 前項の規定による延長は1日単位とし、掲載できなかつた日数が1日未満の場合は延長しない。

(事務処理)

第17条 広告の募集から審査、広告主の決定、掲載等に係る一連の事務は、広報課が処理する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年3月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第2号の規定は、平成21年4月1日以後の広告掲載料について適用し、この要領の施行の日前までに第11条の規定による決定通知を受けたものは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1号(第10条関係)

富山市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 富山市長

(申込者)

住 所(事業所の所在地) _____

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(押印不要)

富山市ホームページ(公式サイト)に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

1 広告の内容

(1)バナー広告の画像案(イメージが分かるもの) 別添のとおり

(2)リンク先Webサイトアドレス

http:// _____

(3)掲載希望期間(掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

_____ 年 月 ~ _____ 年 月

2 業種

3 担当者連絡先

連絡担当者	
電話番号	
E-mail アドレス	

年 月 日

様

富山市長 藤井 裕久

富山市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました富山市ホームページへのバナー広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記により手続きしていただきますようお願いいたします。

記

1 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで(箇月)

2 掲載料 金 円

3 掲載料の納入

年 月 日までに、同封の納付書により、指定の金融機関でお支払いください。

4 原稿の提出

年 月 日までに、バナー広告原稿(画像データ)を提出してください。

5 その他

バナーの規格は次のとおりです。

大きさ	縦60ピクセル×横150ピクセル
画像形式	GIF(アニメ可、透過GIF不可)、JPEG、PNG
データ容量	10KB以下

(担当)広報課 シティプロモーション推進係

TEL:443-2018(直通)

FAX:443-2171

Eメール:kouhou-01@city.toyama.lg.jp

様式3号(第11条関係)

年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

富山市ホームページ広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました富山市ホームページへのバナー広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことが決定しましたのでお知らせいたします。

記

掲載できない理由

(担当)広報課 シティプロモーション推進係
TEL:443-2018(直通)
FAX:443-2171
Eメール:kouhou-01@city.toyama.lg.jp